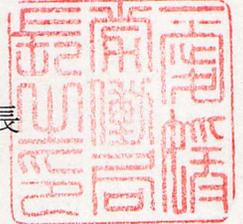


愛媛労働局均1117第1号
平成28年11月17日

各 位

愛媛労働局長



年末年始における年次有給休暇の取得促進について

労働行政の運営については、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年次有給休暇の取得促進については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、「企業における労使一体での年次有給休暇の取得向上」が掲げられ、また、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日閣議決定）においても、「観光先進国」に向けて、働き方・休み方改革を促進し、年次有給休暇の取得促進を一層促進する取組が求められています。

しかしながら、全国の年次有給休暇の取得率は近年50%を下回る水準で推移し、また、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は8.2%（平成27年）と依然として1割近くを占める状況にあり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、より一層積極的な施策の展開が必要です。

このため、厚生労働省では、時季を捉え年次有給休暇を取得しやすい環境整備を促進することとし、本年の夏季及び年次有給休暇取得促進期間（10月）の取組に続き、年次有給休暇を取得しやすい年末年始における連続休暇の取得に向けた社会的気運の醸成を図るとともに、来年（年度）の年次有給休暇の計画的付与などの促進を図ることを目的として、ポスター及びリーフレットを活用した広報、全国主要駅へのポスター掲示等労使に対する働きかけを行うこととしております。

つきましては、この趣旨を御理解の上、お送りするポスターの掲示、リーフレットの配布をしていただくとともに、広報誌やホームページ等への掲載などにより、年末年始における連続休暇の取得促進に御協力いただきますようお願い申し上げます。